

さ情審査答申第305号
令和7年10月7日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

令和7年3月25日付けで貴職から受けた、「2023年からの作成した福祉全般と一連関連した機関と送付や、受理した個人情報に関する全資料及び全データ（非開示全資料全データ含む）（以下「本件対象保有個人情報」という。）」の不利用停止決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和6年11月15日付け南健支第4365号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」という。）第99条第1項に基づく本件対象保有個人情報の利用停止請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、対象文書の全部を利用停止するよう求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によるとおおむね以下のとおりである。

条例の適用を誤っている為

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

1 本件処分内容及び理由

令和6年10月18日付けで、審査請求人より「2023年からの作成した福祉全般と一連関連した機関と送付や、受理した個人情報に関する全資料及び全データ（非開示全資料全データ含む）」について、第一希望「消去」、第二希望「提供の停止」、第三希望「利用の停止」として保有個人情報利用停止請求書が提出された。

実施機関では、利用停止請求に係る保有個人情報の名称又は内容として、「自立支援給付事務に係る資料」、「精神障害者手帳交付事務に係る資料」、「自立支援医療事務に係る資料」、「市町村審査会資料」、「電話対応記録」、「窓口対応記録」の文書を特定した。

自立支援給付事務に係る資料については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、介護給付費等の支給決定業務の遂行に必要な範囲内で作成又は取得した資料であるため、当該情報の消去、提供の停止及び利用の停止を行わなかった。

精神障害者手帳交付事務に係る資料については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障害者保健福祉手帳の交付業務の遂行に必要な範囲内で作成又は取得した資料であるため、当該情報の消去、提供の停止及び利用の停止を行わなかった。

自立支援医療事務に係る資料については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、自立支援医療受給証（精神通院医療）の交付業務の遂行に必要な範囲内で作成又は取得した資料であるため、当該情報の消去、提供の停止及び利用の停止を行わなかった。

市町村審査会資料については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害支援区分認定業務の遂行に必要な範囲内で作成又は取得した資料であるため、当該情報の消去、提供の停止及び利用の停止を行わなかった。

電話対応記録及び窓口対応記録については、障害者生活支援事業事務の遂行に必要な範囲内で作成したものであるため、当該情報の消去、提供の停止及び利用の停止を行わなかった。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は、「条例の適用を誤っている為、処分を取り消し、対象文書の全部を利用停止するよう求める。」と主張している。

実施機関では、上記1で述べたとおり、利用停止請求に係る保有個人情報の名称又は内容として、「自立支援給付事務に係る資料」、「精神障害者手帳交付事務に係る資料」、「自立支援医療事務に係る資料」、「市町村審査会資料」、「電話対応記録」、「窓口対応記録」の文書を特定した。特定した文書について、上記1で述べたとおり、利用停止請求に理由があると認められなか

ったことから、保有個人情報不利用停止決定を行った。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が令和6年10月18日に利用停止請求を行った「2023年からの作成した福祉全般と一連関連した機関と送付や、受理した個人情報に全関する全資料及び全データ（非開示全資料全データ含む）」である。

実施機関は、不利用停止決定を行った。

審査請求人は、本件処分を取り消し、対象文書の全部を利用停止するよう求めるものである。

2 本件処分の当否について

本件審査請求は、実施機関が令和6年9月25日付け南健支第3209号で行った保有個人情報一部開示決定に係る対象文書について、審査請求人が利用停止請求を求めた結果、実施機関が令和6年11月15日付け南健支第4365号で行った保有個人情報不利用停止決定に対し、対象文書の全部を利用停止するよう求めるものである。

実施機関が特定した保有個人情報は、「自立支援給付事務に係る資料」、「精神障害者手帳交付事務に係る資料」、「自立支援医療事務に係る資料」、「市町村審査会資料」、「電話対応記録」、「窓口対応記録」である。

「自立支援給付事務に係る資料」については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき、介護給付費等の支給決定業務の遂行に必要な範囲内で作成又は取得した資料であるため、実施機関は当該情報の利用の停止を行わなかった。

「精神障害者手帳交付事務に係る資料」については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づき、精神障害者保健福祉手帳の交付業務の遂行に必要な範囲内で作成又は取得した資料であるため、実施機関は当該情報の利用の停止を行わなかった。

「自立支援医療事務に係る資料」については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、自立支援医療受給証（精神通院医療）の交付業務の遂行に必要な範囲内で作成又は取得した資料であるため、実施機関は当該情報の利用の停止を行わなかった。

「市町村審査会資料」については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害支援区分認定業務の遂行に必要な範囲内で作成又は取得した資料であるため、実施機関は当該情報の利用の停止を行わなかった。

「電話対応記録」及び「窓口対応記録」については、障害者生活支援事業事務の遂行に必要な範囲内で作成したものであるため、当該情報の利用の停止を行わなかった。

特定したそれぞれの文書に係る法律に基づき、業務・事務の遂行に必要な範囲内で作成又は取得した資料であるため、当該情報の利用の停止を行わなかったとの実施機関の主張は疑義を挟む余地はなく、また自己を本人とする保有個人情報には法律第98条第1項各号に規定される事由による場合に利用停止を求めることができるものであるが、実施機関においては同各号に規定される事由の事実はないと判断する。

従って、当該文書について不利用停止決定を行った本件処分は妥当である。

- 3 以上の次第であるから、本件審査請求は理由がないので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和 7年 3月25日	諮問の受理（諮問第619号）
②	令和 7年 5月15日	審議
③	令和 7年 6月19日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和 7年 9月18日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	中 澤 和 美	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士
委 員	龍 由 紀 子	弁護士

(五十音順)